

「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等PFI事業」について、事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第3項の規定に基づき、当該事業契約の内容を公表する。

2024 年 10 月 11 日

町田市長 石阪 丈一

## 第1 公共施設等の名称及び立地

### 1 名称

本町田地区新設小学校  
南成瀬地区新設小学校

### 2 立地

本町田地区新設小学校	町田市本町田 3350 番地
南成瀬地区新設小学校	町田市成瀬七丁目11番1号

## 第2 選定事業者の商号又は名称

### 1 名称

町田ダイバーシティースクール株式会社

### 2 所在地

東京都町田市成瀬が丘二丁目 23 番地5

### 3 代表者

代表取締役 嶋津 厚志

## 第3 公共施設等の整備等の内容

本町田地区・南成瀬地区に新たに建設する2つの小学校の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務、既存校舎の解体業務及びこれらに付随又は関連する一切の業務。

## 第4 契約期間

2024 年9月 30 日から 2043 年3月 31 日まで

## 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等PFI事業 事業契約書(抄)

(引渡日前の契約の解除)

第68条 引渡日前において、次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 工事開始予定日を過ぎても事業者が本件工事に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により工事完工予定日までに本施設が完工しなかったときでその合理的な説明がないと市が判断したとき、又は市が、事由の如何を問わず工事完工予定日経過後30日以内に本施設が完工する見込みがないと合理的に判断したとき。
- (3) 事業者が本事業の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (4) 事業者による本事業に係る業務の遂行内容が本件関連書類及び業務仕様書等に定められた要求水準に合致せず、又は合致しないと予測されることについて、市が是正を求めてから相当期間を経ても何ら改善が見られないとき。
- (5) 事業者の本関連書類に基づく提出書類に市が看過しがたいと判断する著しい虚偽の記載があるとき、又は虚偽の記載を繰り返したとき。
- (6) 事業者が自らの破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき。
- (7) 事業者につき破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (8) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき(ただし、第70条に該当する場合を除く。)

2 前項により本契約を解除した場合、事業者は、市との合意がない限り、市に対してサービス対価A-1及びサービス対価A-2の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

3 市は、第1項の規定に基づき本契約を解除した場合、相当な対価を支払った上で、解除時が本件建設工事の着手前である場合においては、本件建設工事に係る設計図書等その他の成果物の引渡しを受けることができるものとし、解除時が本件解体工事の着手前である場合においては、本件解体工事に係る設計図書等その他の成果物の引渡しを受けることができるものとする。

4 第1項の規定に基づき本契約を解除した場合において、解除時が本件建設工事の着手後であるときは、本施設につき次のとおり取り扱う。

(1) 解除時に本施設の出来形部分が存在するときは、市は、自らの責任において、当該出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本条において「本施設合格部分」という。）に相応する代金（一括払いを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。）を事業者に支払った上で、当該本施設合格部分の所有権を全て取得するとともに、本件建設工事に係る設計図書等は無償で譲り受けるものとする。この検査に要した費用は事業者に対して請求することができ、事業者は合理的な範囲においてこの費用を負担しなければならない。また、市が必要と認めるときは、出来形部分を最小限破壊して検査することができるものとし、その場合の破壊及び復旧に要する費用は事業者の負担とする。

(2) 市は、前号に規定する検査の結果、不合格となった部分については、事業者に対して事業者自らの責任と費用で本施設（出来形部分を含む。）の取壊し及び事業用地の原状回復を請求することができる。ただし、市が追加で修繕工事等一定の作業を行うことにより利用可能と判断した場合その他、市が引き取り可能と判断する部分については、市はその部分について無償で譲り受けるものとする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、市は、本件建設工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、事業者に対して事業者自らの責任と費用で本施設（出来形部分を含む。）の取壊し及び事業用地の原状回復を請求することができる。事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、市は事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。

5 第1項の規定に基づき本契約を解除した場合において、解除時が本件解体工事の着手後であり、かつ解体業務の出来形部分が存在する場合、市は、自らの責任において、当該出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本条において「解体合格部分」という。）に相応する代金（一括払いを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。）を事業者に支払うものとし、本件解体工事に係る設計図書等は無償で譲り受けるものとする。この検査に要した費用は、解体合格部分の有無にかかわらず、事業者に対して請求することができ、事業者は合理的な範囲においてこの費用を負担しなければならない。

6 市は、前二項の規定に基づき本施設合格部分又は解体合格部分を認めた場合、事業者の市に対するこれらの取得代金債権の全部と第2項に基づく市の事業者に対する違約金債権とを対当額で相殺することができる。当該相殺後に、市が残額を事業者に支払う義務を負う場合、当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

(引渡日後の契約の解除)

第69条 引渡日以降において、次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運営業務が開始されず、以後相当の期間内に開始する見込みがないと合理的に認められるとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、市の改善勧告にもかかわらず、事業者が法令等、本関連書類及び業務仕様書に従った維持管理・運営業務を行わないとき。
- (3) 事業者による本事業に係る業務の遂行内容が本件関連書類及び業務仕様書等に定められた要求水準に合致せず、又は合致しないと予測されることについて、市が是正を求めてから相当期間を経ても何ら改善が見られないとき。
- (4) 事業者の本関連書類に基づく提出書類に市が看過しがたいと判断する著しい虚偽の記載があるとき、又は虚偽記載を繰り返したとき。
- (5) 事業者が本事業を放棄し、連続した5日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (6) 事業者が自らの破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (7) 事業者につき破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (8) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき（ただし、次条に該当する場合を除く）。

2 前項により本契約を解除した場合、事業者は、当該年度のサービス対価Bの年間合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する違約金を市に対して支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、かかる違約金は損害賠償額の予定ではなく、市が被った損害がかかる違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

3 第1項により本契約を解除した場合、市は、事業者に対して未払いの施設整備業務に係る対価並びに履行があったと認められる部分の維持管理・運営業務に係る対価を支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙7「サービス対価A-2の償還表」に定めるサービス対価A-2の償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。

4 市は、事業者の市に対する前項に基づく施設整備業務に係る対価及び維持管理・運営業務に係る対価に係る債権と、市の事業者に対する第2項に基づく違約金支払債務と

を対当額で相殺することができる。当該相殺後に、市が残額を事業者に支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙7「サービス対価A-2の償還表」に定めるサービス対価A-2の償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。

- 5 維持管理・運營業務の開始後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷している場合、事業者は、市に対して必要な修繕費を支払うものとする。
- 6 前項の場合において、本施設が全壊し、若しくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が第3項に規定される未払いの施設整備業務に係る対価及び維持管理・運營業務に係る対価を上回るときは、市は、事業者に対して事業者自らの責任と費用で本施設の取壊し及び事業用地の原状回復を求めることができる。
- 7 事業者が正当な理由なく相当な期間内に前項の取壊し及び原状回復を完了しない場合は、市が代わって原状回復し、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。
- 8 市は、前項に基づく事業者に対する原状回復費用支払債権と、第3項に基づく市の施設整備業務に係る対価及び維持管理・運營業務に係る対価支払債務とを対当額で相殺することができる。
- 9 維持管理・運營業務の終了に際しての措置については、本章第5節の規定を準用する。

(その他契約期間中の契約の解除)

第70条 第68条又は第69条に定める契約の解除の他、本事業の公募開始から本契約の締結までの間及び本契約の契約期間中において、次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して、本契約を解除することができる。この場合には、市は事業者に対して、何ら通知は必要としない。

- (1) 事業者又はその代表企業若しくは構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 事業者又はその代表企業若しくは構成企業が独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 事業者又はその代表企業若しくは構成企業が自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業員について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは

は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

(4) 事業者又はその代表企業若しくは構成企業が前三号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(5) 別紙11「町田市契約における暴力団排除措置要綱に関する特約」第3条各号に該当するとき。

(6) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。

2 前項の規定に基づき市が本契約を解除した場合について、当該解除が引渡日前になされたときは第68条第2項ないし第6項の規定を、引渡日以降においてなされたときは前条第2項ないし第9項の規定を、それぞれ準用する。

(市の債務不履行等による契約の解除)

第71条 事業者は、市が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、市が事業者から適正な請求書の提出を受けた日から30日を経過しても正当な理由なく支払いを行わないときには、書面で市に催告し、催告後30日以内に市が支払いを行わないときには、本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき、本件工事のうちいずれかの着手前において、事業者が本契約を解除したときには、第68条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定に基づき、本件建設工事の着手後かつ引渡日前において、事業者が本契約を解除し、解除の時点で本施設の出来形部分が存在するときは、市は、自らの責任と費用負担において、当該出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本項において「本施設合格部分」という。）に相応する代金（一括払いを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。）を事業者に支払った上で、当該本施設合格部分の所有権を全て取得するとともに、本件建設工事に係る設計図書等は無償で譲り受けるものとする。市は、当該検査で不合格となった部分については、事業者に対して事業者自らの責任と費用で本施設（出来形部分を含む。）の取壊し及び事業用地の原状回復を請求することができる。

4 第1項の規定に基づき、本件解体工事の着手後かつ引渡日前において、事業者が本契約を解除し、解除の時点で解体業務の出来形部分が存在するときは、市は、自らの責任と費用負担において、当該出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金（一括払いを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。）を事業者に支払うとともに、本件解体工事に係る設計図書等は無償で譲り受けるものとする。

5 第1項の規定に基づき、引渡日以降に、事業者が本契約を終了させたときには、第69条第3項及び第6項の規定を準用する。なお、一括して支払わないときは、市は事業者の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。

6 本条の規定は、事業者の市に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

(市による任意解除)

第72条 市は、本事業の実施の必要がなくなった場合又は本施設若しくは既存施設等の転用が必要となったと認める場合には、事業者に対して6か月以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。この場合、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとし、市は、合理的な範囲で事業者の損害（逸失利益は含まれない。）を負担する。

(通知の付与)

第75条 本契約締結後に法令等が変更されたことにより、本事業が法令等及び本関連書類に従い遂行できなくなった場合又は本事業の遂行のための費用が著しく増加すると判断した場合、事業者は、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務の履行が当該変更後の法令等に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は事業者は、法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第76条 市が事業者から前条第1項に規定する通知を受け取った場合で、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該法令等変更に対応するために、速やかに本事業における設計変更又は維持管理・運営方法の変更、及び追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、法令等変更の施行日までに本事業における設計変更又は維持管理・運営方法の変更、及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、市が法令等変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙9「法令等変更の場合の費用分担規定」に規定するところの負担割合によるものとする。

(法令等変更による契約の終了)

第77条 本契約締結後に法令等が変更されたことにより、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合、本事業の継続に過大な費用を要する場合その他市が本事業

を継続することが困難と判断した場合、市は、速やかに事業者と協議を行うものとする。市は事業者との協議の結果を踏まえ、事業者に対して通知した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定に基づき、引渡日前において、本契約を解除したときには、市及び事業者は、事業者に対して事業者が施設整備業務を終了させるために要する合理的な費用を、別紙9「法令等変更による契約終了の場合の費用分担規定」に規定するところの負担割合によってそれぞれ負担するものとする。また、本件工事毎に、着工前については第71条第2項の規定を、着工後については第71条第3項又は第4項の規定をそれぞれ準用する。

3 第1項の規定に基づき、引渡日以後において、本契約を解除したときには、市は、事業者に対して未払いの施設整備業務に係る対価及び維持管理・運営業務に係る対価を支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙7「サービス対価A-2の償還表」に定めるサービス対価A-2の償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、市及び事業者は、事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する合理的な費用を、別紙9「法令等変更による契約終了の場合の費用分担規定」に規定するところの負担割合によってそれぞれ負担するものとする。

(通知の付与)

第78条 本契約締結後の不可抗力により、本事業が法令等及び本関連書類に従い遂行ができなくなった場合若しくは本事業の遂行のための費用が著しく増加すると判断した場合、又は、不可抗力により本件工事の施工等又は維持管理・運営業務において第三者に損害が発生した場合、事業者は、直ちにその内容を書面又は口頭により市に報告し、その後速やかにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知しなければならない。

2 市及び事業者は、前項の報告がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務の履行が不可抗力により履行不能となったことが第80条第1項に従った協議において確認された場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

第79条 不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合、不可抗力により本施設への重大な損害が発生した場合、又は、不可抗力により本件工事の施工等又は維持管理・運営業務において第三者に損害が発生した場合、事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去するように努力しなければならない。



(協議及び追加費用の負担)

第80条 市が事業者から第78条第1項に規定する報告を受けた場合、市及び事業者は、当該報告事由の不可抗力への該当性につき十分協議し、かつ、これにより不可抗力に該当することが確認された場合は、当該不可抗力に対応するために速やかに協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、市が本事業を継続可能と判断した場合、市及び事業者は、本施設の補修工事等の要否その他の対応方法につき協議する。ただし、不可抗力が生じた日から14日以内に対応方法についての合意が成立しない場合は、市が対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本事業を継続する義務を負うものとする。

3 前項で本施設の追加工事等の措置が必要になった場合又はその他の損害が事業者が生じた場合、次の各号により、市及び事業者の負担を決定する。ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠り、これにより対応措置に要する費用が増大し、又は損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業者がこれを負担するものとする。

(1) 本事業契約締結から維持管理・運営開始日までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス対価A-1及びサービス対価A-2の合計の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。

(2) 維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価Bの合計(維持管理・運営初年度に解除された場合は、維持管理・運営初年度のサービス対価Bの合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。

4 第2項の場合、不可抗力の発生後、本施設の全部が稼働するようになるまでの間、市は、事業者との協議により維持管理・運営業務に係るサービス対価を見直し、当該協議により定める合理的な必要金額を事業者に支払うものとする。

5 不可抗力により本件工事の施工又は維持管理・運営業務において第三者に損害が発生した場合、第3項に準じて市及び事業者の負担を決定する。このとき、増加費用額及び損害額の計算は、第3項の計算と合算を行う。ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠り、これにより当該第三者の損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業

者がこれを負担するものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第81条 前条第1項の協議により、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合、本事業の継続に過大な費用を要する場合その他市が本事業を継続することが困難と判断した場合、市は、速やかに事業者と協議を行うものとする。市は事業者との協議の結果を踏まえ、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。その場合、第77条第2項及び第3項の規定を準用する。

別紙8「モニタリングの考え方及び要求水準未達の場合の措置」

2 要求水準未達の場合の措置

(2) 維持管理・運営期間中

②要求水準未達時の措置

5) 契約解除等

以下の契約解除事由に該当するとき、市は、事業契約を解除することができる。

【契約解除事由】

- ・事業者が業務改善計画書の提出を拒絶する場合その他事業者が業務の改善を行う意思がないことが明らかである場合
- ・レベル2以上の同一の原因に起因する同一事象で、3回以上の改善勧告が通知されたにもかかわらず、改善期限内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合、市が、改善が不可能であると判断する場合
- ・2)に基づく維持管理・運営受託者等の変更後もなお、同一事象での改善勧告が行われた場合、市が事業契約の継続を希望しない場合
- ・サービス対価の減額を行う場合において、2四半期連続して減額ポイントが40ポイント以上となった場合
- ・その他本事業の実施にあたって重大な支障があると認められる場合

別紙11「町田市契約における暴力団排除措置要綱に関する特約」

(乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる

とき。

(4) 役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

## 第6 契約金額

28,033,072,352円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、上記金額に、事業契約書に定める方法による金利変動、物価変動及び制度変更による増減がなされた場合には、その増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額とする。

## 第7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等PFI事業 事業契約書(抄)

(契約期間)

第67条 本契約の契約期間は、本契約締結日から2043年3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第86条、第89条から第91条まで及び第94条の規定、その他その性質上存続すべき規定の効力は、本契約の終了後においても存続する。

(維持管理・運營業務終了に際しての調査等)

第73条 事業者は、維持管理・運営期間の終了日の2年前までに、事業期間終了後の改修又は更新の必要性等について、また、要求水準書に記載された全ての事項（経年的な劣化により生ずるものは除く。）に係る充足状況について、調査を行う。

2 事業者は、前項に規定する調査の結果を踏まえ、要求水準書記載の業務その他これに付随する業務を現実に実施しうる状態にあるかについて、書面及び現場立会の上口頭にて、市に対して説明する。市は、この説明内容について確認を行い、維持管理・運営業務終了までに行うべき維持管理・運営業務として必要な措置（修繕などを含む。）が判明した場合、市は事業者に対してこれを通知し、事業者は速やかにこれに従って措置を行う。ただし、市が措置を要するとした箇所について、不可抗力が原因とされることを事業者が明らかにした場合は、この限りではない。

3 事業者は、維持管理・運営期間の終了により維持管理・運営業務が終了した場合、自らの費用により、直ちに事業用地又は本施設内に事業者が所有又は管理する器具、備品その他の物（以下「当該器材等」という。）を撤去した上で、明け渡すものとする。明け渡し時において、事業用地及び本施設は、要求水準書に記載された業務その他これに付随する業務のために市が継続して使用するために支障のない状態であることを要するものとする。

4 市は、前項に規定する場合、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の撤去処置を実施しないとき、又は事業用地から退去しない場合、事業者に代わって当該器材等を処分し、事業用地又は本施設の修復、片付け、事業用地からの退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、事業者は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、事業者は、当該器材等に属する自ら所有する備品等のうち、本施設の維持管理・運営に係るものについては、事業期間の終了時において、市又は市が選定した新たな維持管理・運営業務受託者（以下「新受託者等」という。）に無償で譲渡するものとする。ただし、新受託者等が譲渡を受けることが適当でないと市が判断した当該備品等については、事業者の負担において撤去するものとする。

6 第3項の規定にかかわらず、事業者は、当該器材等に属するリース方式により調達した備品等の利用に係る権利について、原則として新受託者等に譲渡するものとし、滞りなく当該譲渡がなされるようリース業者の承認取得に努めるものとする。ただし、新受託者等が当該備品等の利用に係る権利の譲渡を受けることが適当でないと市が判断した備品については、事業者の負担においてリースに係る契約の解除その他適切な方法により当該備品等の利用関係を解消するものとする。

（新受託者への引継ぎ）

第74条 事業者は、新受託者等（受託候補者を含む。）に対し、本施設での業務を継続できるよう、事業期間終了の6か月前までを目途に、維持管理・運営業務に関して必要

- な事項を、書面及び現地立会いの上口頭にて、市及び新受託者等に対して説明する。
- 2 前項で定める書面について、新受託者への引継ぎとして不十分な点があると認められる場合、市は事業者に対して修正を求め、事業者はこれを受けて14日以内に修正しなければならない。
  - 3 事業者は、第1項に定める書面の他、維持管理・運營業務に関する操作要領、申送事項その他市が求める資料を提供し、いずれも市及び新受託者等が使用可能なものとする。